



平成26年度 ▶ 29年度

佐野市総合計画
後期基本計画

概要版

栃木県 佐野市

育み支え合うひとびと、
水と緑と万葉の地に広がる
交流拠点都市
を目指して



本市は、平成 19 年 3 月に、新市のまちづくりの基本方針といたしまして、平成 29 年度を目標とする『佐野市総合計画』を策定し、まちづくりを進めています。このたび「中期基本計画」が終了することから、「後期基本計画」を策定いたしました。

近年の地方自治体を取り巻く環境は、急速に変化する社会情勢や自然災害、人口減少社会の到来や少子・高齢化の進行など年々厳しさを増しており、直面する難題を克服するためには創意と工夫による自主的・主体的な行政経営が求められます。

そのため、「後期基本計画」では、「中期基本計画」の成果実績を十分検証し、市民の皆様の意向を反映させるとともに、市長公約の内容を計画に盛り込み、13 の政策と 36 の施策に体系化させ、各施策の現状と課題を明らかにすることにより、課題の解決に向けた基本事業の取組を示しています。

また、「後期基本計画」においては、「観光立市」に加えて、新たに「スポーツ立市」を市のリーディングプロジェクトとして位置付け、生涯スポーツ、競技スポーツ、スポーツツーリズムを推進することで、市勢の進展につなげてまいります。

さらに、「佐野市」という都市ブランドを確立するために、本市のブランドキャラクター「さのまる」を先頭に、市民の皆様とともに「佐野ごころ」を市内のみならず全国へ発信し、交流拠点都市の実現に向けて、「後期基本計画」に着実に取り組んでまいります。

市民の皆様方の更なるご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成 26 年 3 月

佐野市長 岡 部 正 英

佐野市総合計画の概要

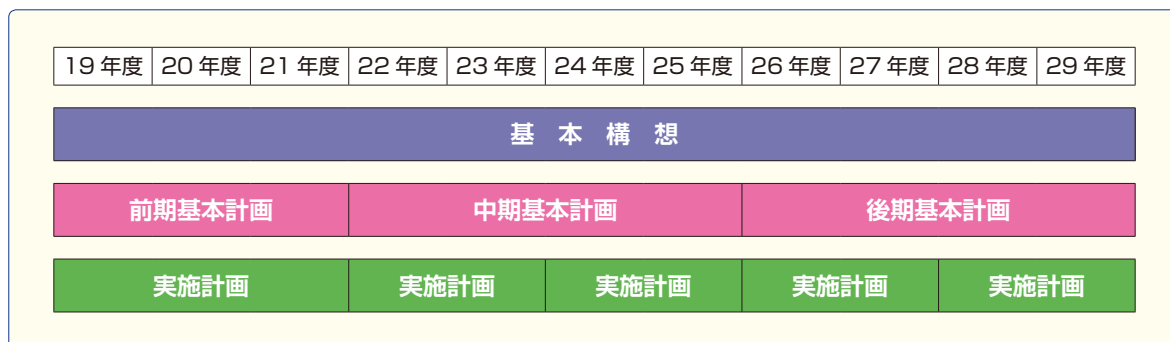


1. 佐野市総合計画の構成・計画期間

佐野市総合計画は、合併後の本市のまちづくりの基本方針を明らかにし、その基本方針に基づくまちづくりを行うために、平成 19 年 3 月に策定しました。

この計画は、平成 19 年度を計画初年度とし、平成 29 年度を最終目標年度とする 11 年間の本市のまちづくりを推進する計画で、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成されています。

総合計画の構成・計画期間



2. まちづくりの基本方針

計画期間における本市のまちづくりの基本方針は、総合計画基本構想で、本市の将来像と、それを実現するための 5 つの基本目標を定めています。

○将来像 「育み支え合うひとびと、水と緑と万葉の地に広がる交流拠点都市」

- ・「育み支え合うひとびと」は、地方分権の推進に伴う自治能力の向上、少子高齢化や高度情報化、多様化する市民ニーズへの対応等が求められるなか、市民と行政の協働によるまちづくり、人と人が支え合う地域づくりを通して、市民が安全に安心して暮らせるまちづくりを進めることを示しています。
- ・「水と緑と万葉の地」は、本市が美しい清流や緑豊かな森林等、自然環境に恵まれた地域であることや、万葉集の東歌(あずまうた)にも登場するように薫り高い歴史と文化を育んできた地域であることを踏まえ、これらの資源を活かしたうるおいとゆとりのあるまちづくりを進めることを示しています。
- ・「交流拠点都市」は、本市がこれまで交通の要衝の地として発展してきたことを踏まえ、今後も東北自動車道や北関東自動車道の高速交通体系を最大限に活用して産業振興や基盤整備を進めるとともに、人と人との交流を図ることで、魅力と活力あるまちづくりを進めることを示しています。

○基本目標

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ①地域の特色を活かした快適なまちづくり | ②やさしくふれあいのある健康福祉づくり |
| ③魅力と活力ある産業づくり | ④豊かな心を育む教育・文化づくり |
| ⑤市民みんなでつくる夢のあるまちづくり | |

3. 土地利用の基本方針

総合計画では、まちづくりの基本方針と併せて、本市のまちづくりを推進するにあたり、市の発展や市民生活に密接に結びつく土地利用の基本方針を定めています。

- ①山・森林・河川の豊かな自然を大切にし、緑と水に親しむ空間を確保します。
- ②貴重な歴史資源・景観を大切にし、それらを活用して文化的風土を高め育てます。
- ③うるおいのある住環境・生活空間を確保します。
- ④まちの顔となる都市核の整備を図ります。
- ⑤定住と子育てのできる基盤の整備・確保を図ります。
- ⑥農林業、鉱工業、商業、観光の調和のとれた産業基盤を確立します。
- ⑦全市的・広域的にネットワーク化された道路・交通体系を確立します。
- ⑧地域間の均衡のとれた土地利用を推進します。

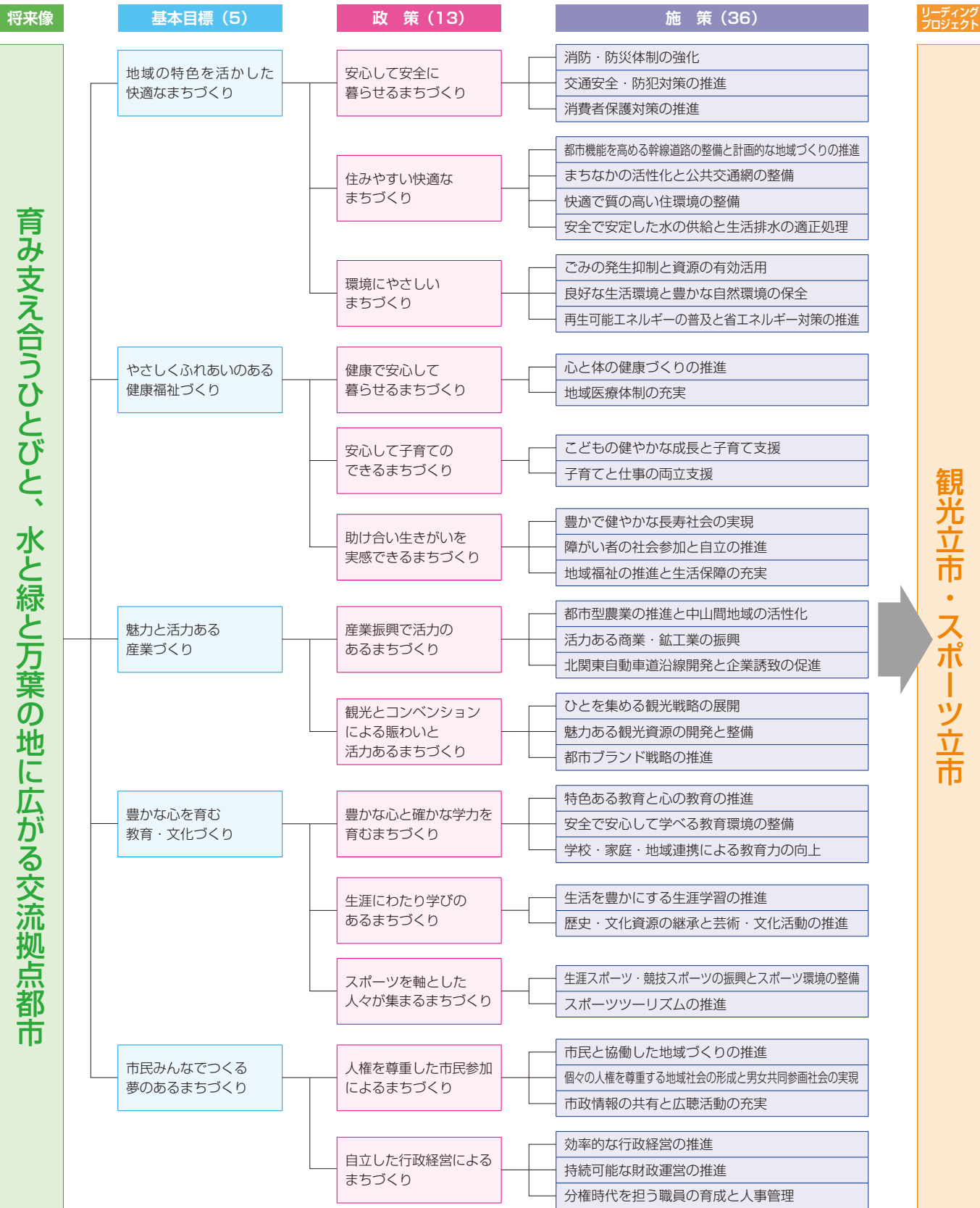
後期基本計画の概要



1. 計画策定の目的

後期基本計画は、基本構想で示した本市のまちづくりの基本方針を実現するため、まちづくりの課題を目的別に整理して 13 の政策と 36 の施策に体系化し、平成 26 年度から平成 29 年度の 4 年間で行う施策の方針や目標を明らかにして、本市のまちづくりを計画的に推進するために策定するものです。

後期基本計画政策体系



2. 施策内容

I 地域の特徴を活かした快適なまちづくり

1. 安心して安全に暮らせるまちづくり

(1) 消防・防災体制の強化

①防災意識の高揚と地域防災力の向上②防災・危機管理体制の整備③消防力の強化と救急業務体制の整備④治山・治水対策の推進

(2) 交通安全・防犯対策の推進

①交通安全意識の高揚②道路・交通安全施設の整備③防犯意識の高揚と防犯体制の充実④犯罪を防止する環境の整備

(3) 消費者保護対策の推進

①正しい消費の啓発と情報提供の充実②生活相談体制の充実



防災訓練

2. 住みやすい快適なまちづくり

(1) 都市機能を高める幹線道路の整備と計画的な地域づくりの推進

①計画的な幹線道路ネットワークの整備②地域の特性を活かした土地利用の推進③良好な景観の保全と形成

(2) まちなかの活性化と公共交通網の整備

①計画的な中心市街地活性化の推進②地域市街地拠点（田沼駅・葛生駅周辺）の活性化の推進③公共交通の利便性の向上

(3) 快適で質の高い住環境の整備

①快適で安全な住まいづくりの推進と市営住宅の適正な管理・運営②生活道路の整備③雨水排水路の整備④公園の整備

(4) 安全で安定した水の供給と生活排水の適正処理

①安全で安心な水の安定供給②水道事業の安定した経営③生活排水施設の整備、普及促進及び水洗化向上④生活排水施設の適正管理

3. 環境にやさしいまちづくり

(1) ごみの発生抑制と資源の有効活用

①3R運動とごみ減量化の推進②不法投棄防止対策の強化③搬入ごみの適正処理の推進

(2) 良好な生活環境と豊かな自然環境の保全

①良好な生活環境の保全②自然環境の保全と再生③自然保護活動の充実と環境学習の推進

(3) 再生可能エネルギーの普及と省エネルギー対策の推進

①再生可能エネルギーの普及促進②省エネルギー対策の推進

II やさしくふれあいのある健康福祉づくり

1. 健康で安心して暮らせるまちづくり

(1) 心と体の健康づくりの推進

①健康づくりの推進②検診（健診）の受診率向上

(2) 地域医療体制の充実

①医療機会の充実②救急・高度医療体制の充実

2. 安心して子育てのできるまちづくり

(1) こどもの健やかな成長と子育て支援

①母子保健医療対策の推進②援護を必要とする子育て家庭への支援③子育ての負担感の軽減④こどもの居場所づくりの推進

(2) 子育てと仕事の両立支援

①多様で弾力的な保育サービスの充実②保育施設の整備③放課後児童対策の充実④就学前教育に対する支援



あづま保育園

3. 助け合い生きがいを実感できるまちづくり

(1) 豊かで健やかな長寿社会の実現

- ①生きがいづくりと社会参加の促進②自立支援サービスの推進③介護保険サービスの充実と介護予防の推進④後期高齢者医療制度の円滑な運営⑤地域ネットワークづくりの推進

(2) 障がい者の社会参加と自立の推進

- ①相談体制の充実②日常生活支援の充実③社会参加支援の充実

(3) 地域福祉の推進と生活保障の充実

- ①地域福祉活動の推進②国民健康保険制度の適正運営の推進③就労支援の強化と生活保護の適正運営④国民年金制度の周知・啓発

Ⅲ 魅力と活力ある産業づくり

1. 産業振興で活力のあるまちづくり

(1) 都市型農業の推進と中山間地域の活性化

- ①施設園芸・果樹栽培の推進②農地の有効利用③中山間地域の活性化④林業の活性化

(2) 活力ある商業・鉱工業の振興

- ①事業者に対する助成と支援の充実②勤労者福祉制度の充実③雇用機会の提供と就労支援

(3) 北関東自動車道沿線開発と企業誘致の促進

- ①産業団地造成の推進②企業誘致の推進と支援③出流原PA周辺総合物流開発整備の推進④新たな産業拠点整備の推進



観光ボランティア

2. 観光とコンベンションによる賑わいと活力あるまちづくり

(1) ひとを集める観光戦略の展開

- ①総合的な誘客を図る観光戦略の推進②広域的な観光事業の展開③宿泊、体験型観光の推進

(2) 魅力ある観光資源の開発と整備

- ①新しい観光資源の開発②魅力ある観光資源の整備③おもてなしの心の醸成

(3) 都市ブランド戦略の推進

- ①「さのまる」を活用したシティプロモーションの推進②「佐野ブランド」の確立③推進体制の整備

Ⅳ 豊かな心を育む教育・文化づくり

1. 豊かな心と確かな学力を育むまちづくり

(1) 特色ある教育と心の教育の推進

- ①学校教育活動の充実と特色ある教育の推進②教職員の資質の向上③小中一貫教育の推進④特別支援教育の推進

(2) 安全で安心して学べる教育環境の整備

- ①安全で快適な学校施設の整備②小中学校の適正配置の推進③地域ぐるみで行う児童生徒の安全対策の充実④教育の機会均等に資する奨学金制度の拡充

(3) 学校・家庭・地域連携による教育力の向上

- ①いじめ「ゼロ」を目指す取組の推進②家庭での教育力の向上③地域での教育力の向上



学校安全支援ボランティア

2. 生涯にわたり学びのあるまちづくり

(1) 生活を豊かにする生涯学習の推進

- ①学習情報及び場の提供②学習内容の向上③学習成果を活かす取組④青少年の健全育成

(2) 歴史・文化資源の継承と芸術・文化活動の推進

- ①地域の歴史・文化の理解の促進②文化財の適切な保存と継承③文化・芸術に触れる機会の充実④文化・芸術活動の促進

3. スポーツを軸とした人々が集まるまちづくり

(1) 生涯スポーツ・競技スポーツの振興とスポーツ環境の整備

①生涯スポーツの推進②競技スポーツの推進③スポーツ施設の整備と運営

(2) スポーツツーリズムの推進

①スポーツ観光によるまちづくり②スポーツ大会等スポーツイベントの招致③人材育成と活用

V 市民みんなでつくる夢のあるまちづくり

1. 人権を尊重した市民参加によるまちづくり

(1) 市民と協働した地域づくりの推進

①協働の理解促進と市民力・地域力の向上②市民活動団体への支援と連携強化③地域自治組織の確立④相互理解の環境づくりの推進

(2) 個々の人権を尊重する地域社会の形成と男女共同参画社会の実現

①人権意識の高揚②人権問題の解決③男女共同参画の意識づくりの推進
④様々な分野で活躍できる女性の育成

(3) 市政情報の共有と広聴活動の充実

①広報活動の充実②広聴活動の充実③ICTの活用と地デジ対策



市民活動団体スキルアップ講座

2. 自立した行政経営によるまちづくり

(1) 効率的な行政経営の推進

①自立した自治体経営の推進②効率的・効果的な事務事業の推進と組織編成③民間活力の活用の推進④広域・地域連携の推進

(2) 持続可能な財政運営の推進

①市税の収納率の維持・向上②遊休資産の有効活用③歳入に見合った歳出構造への転換

(3) 分権時代を担う職員の育成と人事管理

①能力向上のための研修の充実②自己啓発による自律型職員の育成③適正な人事管理の推進

3. リーディングプロジェクト

本市では、観光による振興とまちづくりを推進するため、「観光立市の推進」を中期基本計画の重要課題として取組を行ってきました。

これに加え、後期基本計画では「スポーツ立市の推進」をリーディングプロジェクト（本市のまちづくりを推進するにあたり、特に重要でかつ先導的な役割をもつ施策横断的な計画）として位置付けます。

リーディングプロジェクト「スポーツ立市の推進」

目的

・スポーツ立市の目的は、健康増進にとどまらず、人々に勇気や希望、夢や感動などを与え、その「力、魅力」は今後のまちづくりに活力をもたらすものです。自ら行う「するスポーツ」、トップレベルの試合を観戦する「観るスポーツ」、スポーツ大会・イベントの運営を支援する「支えるスポーツ」など、様々な形で市民がスポーツに親しみ、スポーツに対する愛着と情熱を醸成する中で様々な施策に挑戦し、観光立市と並ぶ交流拠点としてのまちづくりを行います。

目標

・スポーツを通じ、市民相互の新たな連携と地域の一体感と活力により、地域社会の再生と連帯感の醸成を図ります。
・生涯スポーツ・競技スポーツの推進、スポーツ環境の整備、スポーツツーリズム等を推進し、「スポーツ立市によるまちづくり」を推進します。

今後の展開

・スポーツ立市構想をリーディングプロジェクトに位置付け、施策横断的な取組として打ち出すとともに、スポーツに関する政策を生涯学習の政策から分離し、新たにスポーツに焦点を当てた政策として「スポーツを軸とした人々が集まるまちづくり」を創設し、「生涯スポーツ・競技スポーツの振興とスポーツ環境の整備」と「スポーツツーリズムの推進」の2つの施策を立てて推進していくこととしました。



佐野市役所

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地
TEL.0283-24-5111(代) FAX.0283-22-9104
URL <http://www.city.sano.lg.jp>



佐野市の花:かたくり
(ユリ科カタクリ属、多年草植物)



佐野市の木:まつ
(マツ科マツ属、針葉樹)



佐野市の鳥:おしどり
(カモ目カモ科)



佐野市章の意味

市章は「育み支え合うひとびと、水と緑と万葉の地に広がる交流拠点都市」をテーマとし、英字イニシャルの「S」をモチーフにして、本市の貴重な歴史、風土、産業及び文化並びに豊かな自然に包まれた地域社会が生き生き共生するとともに、市民と市政が融和し、及び市民と市が団結し、もって将来に向けてますます飛躍し、発展し、及び繁栄する明るい元気な姿を表しています。